

# ベビーシッター派遣事業割引券の手続きについて

〔2025年4月版〕

聖マリアンナ医科大学では、教職員の「仕事」と「家庭・子育て」の両立支援のため、ベビーシッター費用の一部補助の制度を導入しています。これは、こども家庭庁が実施し「[公益社団法人全国保育サービス協会](#)」が委託を受けて行う、「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

- **利用対象者**：本学教職員・パート者（日本私立学校振興・共済事業団加入）  
※男女は問いません。
- **対象となる内容**：就労のために自宅において、公益社団法人全国保育サービス協会が指定しているベビーシッター会社のサービスを受ける場合
- **割引の内容**：1枚あたり2,200円の割引  
※1日1枚、1回につき2,200円以上の利用が対象
- **割引券の利用限度**：割引券は対象児童1人につき1日(回)2枚、1家庭につき1ヵ月24枚、1年間280枚まで

## 利 用 手 順

必ず、別添の「ベビーシッター割引券ご利用にあたっての注意事項」を読んだ上で、手続きをして下さい。



### 利用者

## 1 ベビーシッター会社と契約

公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社と事前に利用契約・利用申込みをしてください。



よく  
お願い封



### ダバーシティ・キャリア支援センター あるいは総務課

管生・プレスト：ダバーシティ・キャリア支援センター（内線3952）  
西部病院：事務部総務課（内線2018）  
多摩病院：事務部総務課（内線2257）

## 2 利用予定日の1週間前 までに利用申込手続き！

以下を上記担当課へ提出してください。

- ①「ベビーシッター割引券申込書」  
＊マリアンナネットよりダウンロード可
- ②ベビーシッター会社との「契約書」(控)  
＊「利用申込書」のコピーでも可

※2回目からは②は省略可能。但し別のベビーシッター会社を利用する場合、新たに②を提出してください。  
※別途配偶者の身分証明書のコピーをご提出いただく場合があります。

※ベビーシッター会社は、全国保育サービス協会が指定する「割引券取扱事業者」に限ります。

## 4 サービス利用時に利用登録 等を行う

サービス利用時に、利用者とベビーシッターで割引券の利用登録及び利用料金等の登録を行ってください。

## 5 サービス提供後の利用料金 (割引後料金)の支払い

## 3 割引券を発行します！

受付処理が終わりましたら、「割引券」を発行します。





# ベビーシッター 費用補助制度 ★プチ情報★

## どんな時にサービスが 使えるの？

- ・ 家庭内での保育(家庭外は利用不可)。
- ・ 家庭と保育所・学童保育等の間の送迎で利用ができます。

## 出張や講習会の参加の時も 使えるの？

**就労のために**利用ができるサービスです。就労には職場での勤務だけでなく、出張(出張願が提出されている場合)、時間外の講習や必修研修時(必修が義務付けられている研修)も含まれます。

## ベビーシッターって、 何歳の子供までが対象？

0歳～小学校3年生まで(身体障害者手帳の交付を受けている場合は、6年生まで)の児童

## 利用したいけど料金は どのくらいかかるの？

入会金やシッターさんの交通費については補助対象になりません。また、1時間あたりの利用料金は2,000～3,500円程度で、2～3時間以上の利用としている会社が一般的です。

## 配偶者が就労していない 場合は使えないの？

配偶者が就労していなくても病気または入院等により、ベビーシッターのサービスを使わなければ本人の就労が困難な状況にある場合は、利用ができます。

## パート勤務者ですが利用 できますか？

- ・ 日本私立学校振興・共催事業団に加入していれば利用できます。
- ・ 学生の方は対象外となります。

## ベビーシッター費用補助制度 利用者の声

- ・ 自分に合ったサービスが受けることができます。
- ・ 子どもが普段の生活を変えずに過ごすことができます。
- ・ 安心して業務ができます。



【問い合わせ先】

菅生・プレスト：ダイバーシティ・キャリア支援センター（内線3952）  
西部病院：事務部総務課（内線2018） 多摩病院：事務部総務課（内線2257）

## 【ベビーシッター割引券ご利用に当たっての注意事項】

1. 配偶者が就労している場合のほか、病気入院等により、サービスを利用しなければ就労することが困難な状況にある場合にこの割引券を利用することができます。
2. 割引の対象となるサービスは、家庭内における保育や世話並びにベビーシッターによる保育所等への送迎に限ります。また、「学童保育への送迎」として割引券が使用できるのは、市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ※”のみ対象となります。割引券を使用する前に、通われる学童保育が市町村へ届出が出されているかを市町村のホームページ等で確認してください。  
※国の事業「放課後児童健全育成事業」として、市町村への届け出が必要となるものが対象となります。  
なお、送迎については、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次の規定を充たす場合に割引券の利用対象となります。
  - ① 家庭と保育所等との間の送迎であって、保育所等の施設間の送迎ではないこと
  - ② 同一家庭以外の複数の乳幼児等と同時に送迎するものではないこと
  - ③ 送迎の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載し保護者に報告していること
  - ④ ベビーシッターの所属する事業者が運営する保育施設の送迎でないこと
3. ベビーシッターから請求される料金のうち、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は割引券の対象とはなりません。
4. 都合により利用しなかった割引券は担当課宛にご返却ください。
5. 割引券は他人に貸与又は譲渡することはできません。
6. 割引料は、令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。
7. 全国保育サービス協会が提示する割引券購入ルール及び本学の支払いスケジュールの関係上、割引券が一時的に在庫切れとなる場合があること、追加購入した割引券が申請者へ発券した日から日を遡って利用できない場合があることをご了承ください。また、年度の途中でも、こども家庭庁又は本学の予算に達した場合、追加購入できない可能性があります。

### 【問い合わせ先】

菅生・ブレスト  
西部病院  
多摩病院

ダイバーシティ・キャリア支援センター（内線3952）  
事務部総務課（内線2018）  
事務部総務課（内線2257）